

…最低賃金改定のお知らせ…

広島県最低賃金は平成 29 年 10 月 1 日 から時間額 **818** 円です。

広島県最低賃金は、広島県内で働くすべての労働者に適用されます。年齢・性別・雇用形態（臨時・パート・アルバイト等）を問いません。

また、特定の産業で働く労働者については、広島県最低賃金よりも金額の高い特定（産業別）最低賃金が適用される場合があります。

※広島県特定（産業別）最低賃金（平成 29 年 12 月 31 日発効）

特定（産業別）最低賃金が適用される業種	最低賃金額（時間額）
製鉄業等	922 円
金属製品製造業	882 円
はん用機械器具等製造業	890 円
電子部品等製造業	851 円
自動車・同付属品製造業	870 円
船舶等製造業	912 円
各種商品小売業	838 円
自動車小売業	868 円

最低賃金についてご不明な点は、広島労働局労働基準部賃金室（Tel：082-221-9244）までお問い合わせください。